

令和2年6月16日

各 位

福島県商工信用組合

渉外担当者による訪問活動の再開に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当組合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる「緊急事態宣言」の発令を踏まえ、令和2年4月14日（火）より渉外担当者の訪問活動を休止させていただいておりました。お客さまにはご迷惑をおかけしました事を心よりお詫びするとともに、ご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

このたび、令和2年5月14日（木）の福島県の「緊急事態宣言」解除を受け、また当組合の営業管内の状況を鑑み、下記のとおり訪問活動を再開いたしました。

今後ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1.訪問活動の再開日 令和2年6月1日（月）

2.お客さまへの訪問にあたっては、「新しい生活様式」（接触機会の最小化、距離の確保、マスクの着用等）に十分に留意のうえ、活動を行います。

3.新型コロナウイルス感染状況の変化により、今後の渉外活動に変更がある場合は、改めてご案内させていただきます。

ご不明な点は最寄りの店舗または、福島県商工信用組合よろず相談室（024-922-7711）までお問い合わせください。